

第四 事務処理要領編

該当しないものとする。

四 内閣提出法律案の整理について

(原文横書き)
(三八・九・一三)
(閣議決定)

- 1 法律の規定による」とを要する事項をその内容に含まない法律案は、提出しないこと。
現に法律の規定により法律事項とされているもののうち、国民の権利義務に直接的な関係がなく、その意味で本来の法律事項でないものについては、法律の規定によらないで規定しうるよう措置すること。
とくに、国家行政組織法については、諮詢的または調査的な審議会や部の設置は政令で定めることとし、また、行政機関に置くべき国家公務員の総数は法律で規定し、その各省庁への配付は政令で規定することとする等の改正を早急に検討すること。
- 2 単純に補助金の交付を目的とする規定を法律で設けないこととし、現存のこの種の規定については、廃止の措置を漸次進めるものとすること。これに伴い、長期的な計画または視野に基づく補助については、政府の重要施策としてとくにこれを公にする必要がある等特別の事由のあるものは当該補助要綱を閣議で決定することとし、その他のものは、主務省庁と大蔵省（主計局）との間で協議の上、長期的な計画または視野に基づく補助であることを当該補助要綱に記載できるものとすること。
- 3 その趣旨、内容において密接な関連がある二以上の改正法律案であつて、付託される常任委員会が同一である」とその他の事情により統合することが適当なものは、統合して提出すること。
- 4 4に関連し、行政組織に関する法律案は、少なくとも各府省別に一括するものとすること。（審議会の

設置につき法律を要する間においては、単独の設置法案によらず、各府省設置法の改正によるものとすること。）

- 5 「内閣提出法律案の整理について」（昭和三八年九月一三日閣議決定）の適用について
標記の閣議決定3に述べられている「単純に補助金の交付を目的とする規定を法律で設けないこと」の適用については、当面、次によるものとすること。
1 「単純に補助金の交付を目的とする規定」とは、「単に助成的、奨励的な趣旨で補助金を交付することを内容とする規定」をいい、当該補助金の交付の対照となる事務又は事業について、これを遂行し、達成する責任の一半を実質的に分担する（すなわち分任する）趣旨で、補助金を交付することを内容とする規定は、これに該当しない。
- 2 右のような閣議決定3に該当しない補助金について新たに立法しようとする場合においては、国の分任の趣旨を明らかにするとともに、法律規範として意義のあるものとするため、「補助する」又は「補助するものとする」と規定することを原則とし、このような国の分任の思想を規定上明らかにできず、その時々の財政状況によりできるだけ財政資金を支出する趣旨にとどまる補助金については、予算補

第四 事務処理要領編

助にまかせて法律に規定しないものとする」と。

3 閣議決定3に該当しない補助金について規定の新設又は改正をする場合において、同一の法律の他の規定又は改正しようとする従前の規定に「補助することができる」とあり、かつ、これらの既存の規定について國の分任の趣旨を明らかにするのでないと、今回の新設の規定の趣旨との間に権衡を失し、又は改正に係る補助金の本旨を的確に表現し得ず、右閣議決定により立法しないこととされている助成的補助金とまぎらわしいこととなるときは、2によるほか、当該既存の規定の文言を「補助する」又は「補助するものとする」と改めるものとする。ただし、これにより難い特別の事情があると認められるときは、別途協議して措置するものとする。

(昭三十九・一・一三)

六 法律案又は政令案の閣議請議に際しての要綱等の記載要領について

(原文横書き)

法律案及び政令案の要綱等の記載要領について

内閣閣第一九九号
昭和四十七年九月八日
内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官

標記について審査事務の合理化を図るため、別紙要領で進められるようお取り計らい願います。
なお、このことについては内閣法制局とも連絡済みであります。

別紙

法律案又は政令案の閣議請議に際しての要綱等の記載要領について

1 法律案（又は政令案）要綱について

法律案又は政令案の閣議請議において添付される法律案（又は政令案）要綱については、従来、その要綱を見る限り、法律案（又は政令案）本文のいずれの条項に該当するものであるか判別しがたい場合もあつたので、今後は要綱の各号ごとに、末尾にかつて書きで法律案（又は政令案）の第何条関係のものであるかを明示するものとすること。（別紙参考を参照のこと）

2 参照条文について

法律の施行期日がその公布の日から一定の期間の範囲内で定めることとされている場合における当該法律の施行期日を定める政令案の閣議請議に際しては、その起算日を明確にするため、添付資料である参考条文において法律の題名に下記のとおり公布の月日まで記入するものとする。

記

（旧）……にに関する法律（昭和 年法律第 号）抄

（新）……にに関する法律（昭和 年 月 日法律第 号）抄

（参考）

法律又は政令の閣議請議に添付する要綱に付記すべき具体例

- 一 要綱は二以上の事項を掲げる場合、それぞれの事項の末尾にかつて書きで、法律案（又は政令案）の第何条関係であるかを明示すること。
- 二 簡單な内容の法律（又は政令）で要綱が一事項に限られているもの（例えば、法律の施行期日を定める政令等）については、上記表示は必要としないこと。
- 三 要綱の項目に「その他所要の改正を行なう」と、又は「その他関係規定の整備を行なう」となどと記されている場合があるが、このよくなときには同じく条文表示は必要としないこと。